

# 釧路南ロータリークラブ会報

第 18 回 例会 報告 2008.11.14 通算 1277 回

## ・点 鐘

北上会長

## ・幹 事 報 告

### ・ロ - タ リ - ソ ン グ 「我等の生業」



ソングリーダー 伊東 良孝会員

### ・お客様と来訪ロータリアンの紹介 釧路地方裁判所 小林 司様

### ・結 婚 祝 安藤 整治会員 S 50. 11. 19 (33 年目)

### ・会 長 換 拶



本日は釧路地方裁判所から小林 司様をお招きし、裁判員制度について解説していただきます。伊東前市長（会員）より近況報告などお話を頂こうと思います。



- \* 足立ガバナーより公式訪問例会のお礼のはがきを拝受しております。
- \* 釧路ローターアクトより 9 月例会報告を拝受しております。
- \* 根室 R C、根室西 R C、別海 R C より 11 月例会プログラムと会報を拝受しております。
- \* 浜中 R C より 11 月例会プログラムを拝受しております。
- \* 国際ロータリー第 2500 地区ローターアクトより地区広報誌を拝受しております。
- \* 釧路ローターアクトより 10 月例会報告と 12 月 6 日クリスマス例会の参加申込を拝受しております。
- \* 釧路青年会議所より絆を拝受しております。
- \* 北海道教育大学、森代表より釧路ダンスフェスティバル無事終了ご協力ありがとうございましたとお礼を拝受しております。
- \* 11 月 15 日中標津 R C 50 周年記念行事に会長・幹事・船戸・花田・長倉の 5 名参加。
- \* 次週 11 月 21 日例会終了後理事会になっております。

### ・委員会報告

#### 親睦委員会

- ・本日のニコニコ献金

安藤 整治会員 結婚祝として

### 出席委員会

会員 28 名 15 名出席 54%





# 裁判員の仕事や役割

裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。

## 1 公判に立ち会う

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の経緯（公判といいます。）に立ち会い、判決まで関与することになります。

公判は、公開して開かれます。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。



## 2 評議、評決

証拠を全て調べたら、今度は、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな罰にするべきかを、裁判官と一緒に協議し（評議）、決定する（評決）こととなります。

評議を尽くしても、意見の全員一致が得られなかったとき、評決は、多数決により行われます（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要）。



## 3 判決宣告・裁判員の任務終了

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

## Q 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか。

法律では、とても重要な仕事があり、あなた自身が処理しなければ、著しい損害が生じると裁判所が認めた場合のみ、辞退が認められます。具体的には、裁判長が質問票の記載内容及び質問手続における聴取内容から個別に判断することになりますが、一般論としていえば、「仕事が忙しい」というだけでは辞退はできません。

辞退の申立てがあった場合には、次のような要素を考慮することになると思います。

- (1) 裁判員として職務に従事する期間
- (2) 事業所の規模
- (3) 担当職務について代替性があるかどうか
- (4) 予定される業務の日時変更の可能性があるかどうか
- (5) 裁判員として参加することによる事業への影響が直接的であるか

裁判員になる人の負担ができるだけ少なくなる制度にしていきたいと考えておりますので、お忙しいとの事情はわかりますが、裁判員に選ばれた場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

Q 辞退の理由となる「重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」とはどのような場合ですか。

個々のケースごとに、裁判所が、その用務の重要性、自ら行うことの必要性、著しい損害が生じる可能性等を考慮して、裁判員の仕事をすることが困難であるかどうかを検討し、裁判員を辞退することを認めるかどうかを判断することになります。

Q 自営業者であれば辞退することができますか。農繁期であることは辞退事由になりますか。



自営業者である、あるいは、農繁期であるということだけで直ちに辞退が認められるわけではありませんが、裁判員の仕事をすることが困難かどうかを判断する中で、自営業者であることや農繁期であることも考慮要素となると考えられます。

裁判員になる人の負担ができるだけ少なくなる制度にしていきたいと考えており、事前に裁判所から送付される調査票や質問票にご回答いただくことで、辞退が認められると判断される場合には、裁判所にお話しいただかなくてもよろしく思います。



**Make Dreams Real**  
**夢をかたちに**

### ・ 次回のプログラム

11月21日（金）

「ロータリー財団月間に因んで」

会場 釧路ロイヤルイン 11F

担当：ロータリー財団委員会

・ 点

鐘

北上会長

今週の会報担当：菅井紀之会員